

(第五部)

第三十二回 參議院大蔵委員会會議録

昭和三十四年二月十二日(木曜日)午後
一時四十五分開会

委員の異動

二月九日委員仲原善一君辞任につき、
その補欠として井上知治君を議長にお
いて指名した。

二月十日委員迫水久常君辞任につき、
その補欠として森田義衡君を議長にお
いて指名した。

本日委員森田義衡君、林田正治君、廣
瀬久忠君及び塙見俊二君辞任につき、
その補欠として迫水久常君、高橋進太
郎君、高橋衛君及び前田桂都男君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤正人君
理事

卷四

小説大妻君
樺 繁夫君
鮎川 議介君

○(内閣送付、予備審査)
○特定港湾施設工事特別会計法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(加藤正人君) ただいまから
委員会を開きます。

まず、委員の変更について報告いた
します。

本日付をもちまして塩見俊二君、廣
瀬久忠君及び林田正治君が辞任されま
す。

記載をしても、経費率を適用することができるようになつておる。これはどうも適当でないから、経費率の適用は提出期限までに来たものだけにしたらどうかという意見が出されたのであります。これについては、いろいろと税務行政全般について御検討なさつてあるが、政府当局でどういうお考えをお持ちであるか。

たしますと、納税者にはそれだけ不利になるといふようになりますので、なお、その要望の出ました趣旨をよく検討した上で、慎重に措置をしたいというふうに思います。それから、概算経費率を十二月中旬までにという要望は、まことにあつともな要望だと思います。まあ、そう申しながら、今回のも、つい先月きめま

ありますたとえば伐採の許可申請届であるとか、造林補助資金の資料などがありますと、山林所得に公平な課税をする的確な判断ができる。しかるに、山林関係の諸機関である県の林務部や森林組合等の協力が不十分であるため、課税資料の収集が困難で、支障を来たしておる模様であります。これはそれぞれ出发先の機関においてかけ合うのでありますけれども、上部からの

事務局側
説明員 常任委員会専門員 木村常次郎君

して、その補欠として、前田住都男君と高橋衛君及び高橋進太郎君がそれぞれ委員に選任されました。

それから第一は、同じく租税特別措置法第三十条によつて、山林所得の概算経費控除を適用する場合の経費率は、毎年大蔵省令で定められることに

して、先月中には通常に出たかと思いま
すが、これは御案内でもあろうと思
いますが、なかなか実際に調べました
結果が、この財産税の調査時期におけ

○昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律
案(内閣提出)
○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)
○株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律

題とし、これより質疑に入ります。
御質疑のある方は、順次、御発言を願います。

年二月上旬には決定をされているので、山林所得計算事務に相当困難を生じておる。従つて、十二月中旬までには決定してもらいたいものだ。まことに妥当な要望でございましたので、私も政府において善処してもらいたいと考えておるのであります。

たりに問題がありました、それらを当慎重に検討して、まあ今回は、昨年の通り三二%という結論にいたしたわけですが、それは単純な計算だけではなくて、やはりそこに態度をどうするというような問題、つまり、相当、山林所得についていろいろ御質問がある向きを織り込んで考えたいとい

情視察に参りまして、その際に特に税務関係当局から要望された事項で、この法律にも若干関係したことがござりますから、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) お答え申し上げいたします。最初の、概算経費率の適用をただいま申告にからめていないといいうのをからせるという要望につきましては、概して、申告を要件とすると要件としないような、期限前の申告を要件としないような方向に、大体こ

うとらうこととで検討いたしたものでありますから、おくれましたのはまことに申しわけないと思います。今後はなるべく早くやるように、これはまた、要望の趣旨に沿つてやつて参りたいと思ひます。

○平林剛君 もう一つ。山林所得の課税につきまして、公平な課税をするといふ見地から、課税資料の収集をしな

○関税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○特定港湾施設工事特別会計法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(加藤正人君) ただいまから
委員会を開きます。

まず、委員の変更について報告いた
します。

本日付をもちまして塩見俊二君、廣
瀬久忠君及び林田正治君が辞任されま

なつておりますが、期限後の申告書に記載をして、経費率を適用することができるようになつておる。これはどうも適当でないから、経費率の適用は提出期限までに来たものだけにしたらどうかといふ意見が出されたのであります。これについては、いろいろと税務行政全般について御検討なさつてあるが、政府当局はどういうお考えをお持ちで

そういう場合の扱いを、扱う場合のがまえをとつております。お話をよろしくいたしますと、納税者にはそれだけ不利になるというようなことになりますので、なお、その要望の出ました趣旨をよく検討した上で、慎重に措置をしたいといふふうに思います。

それから、概算経費率を十二月中旬までにといふ要望は、まことにめつともな要望だと思います。まあ、そう申しながら、今回のも、つい先月きめま

ければならぬことになつておるようであります。たとえば、伐採の許可申請届であるとか、造林補助資金の資料などがありますと、山林所得に公平な課税をする的確な判断ができる。しかるに、山林関係の諸機関である県の林務部や森林組合等の協力が不十分であるため、課税資料の収集が困難で、支障を来たしておる模様であります。これはそれぞれ出先の機関においてかけ合のうでありますけれども、上部からの

許可がないということとそれを出すわけにいかないとか、あるいはその他の事情から、どうしても資料の提出を済む、連絡をするという所がございまして、これについては、ぜひ上方で、つまり林野庁と協議をして、あるいはその他の措置を講じて行政に支障のないような配慮をすべきだという意見がございました。私は、これはまことにもつともあると考えましたので、一体どうしてこんな分話を合して、それぞれ出先でこのような混乱が起きないようにすべきではないか。現在、一体どうなつておるか。また、こうしたことについて、これから配意をすべきだと思いますが、そのことについての御見解を承わりたい。

○政府委員(原純夫君) まことにござつともなお話だと思います。私、具體的に、どういう事情で林野庁の方面その他協力が十分できないか、特別の事情があるのか、どうかといつあたり、私承知いたしておりませんが、いつもお話をやつさつそく、お話を趣旨は、税務をやつております方に伝えまして、できる限りお話をよろしくお願いします。その協力を十分にして努力をしてもらうよろしく頼みたいと思ひます。

○平林剛君 私の指摘した個所は宮崎県でありますから、お答えの通りに善処されるように要望いたします。

次に、もう一点お尋ねをいたしますが、贈与税、資産再評価税、譲渡山林所得の申告期限の問題であります。ただいま議題となつておる法律案も、同じように、その申告期限を、三月十五日となつておるのを十六日と改める法

案が提出をせられておりますが、私が

申し上げる点についても同様で、これは逆に、もっと早くしてもらいたい。

つまり、二月末日までに繰り上げても、うたいといふ希望なのであります。

かといふと、これは、一般の申告所得を二月末日に切り上げてもらいたい

なせ、贈与税、資産再評価税の申告期限を二月末日に切り上げてもらいたい

ので、どうしても現行法では、所得税の申告期限が三月十五日となつてお

るので、非常に納税者に不利益を与えることになつてしまふから、どうか二

月末までに繰り上げてもらいたいとしておる。修正申告または期限後申告等

を徴して、追徴金とか加算税を決定することになつてしまふから、どうか二

月末までに繰り上げてもらいたいと

いう希望があるのであります。この法

律とも若干関係があるのであるところであります。が、これらの希望について

は、政府当局はどういう御判断をなさつておるのですか。

○政府委員(原純夫君) 再評価税は、御案内の通り、所得税に関連する再評

価は、譲渡所得の計算上、再評価の適用があるものにつきまして再評価をする

わけであります。その譲渡所得についての申告期限は三月十五日であるとい

うことになりますと、やはり再評価の関係も一緒にさせることにしておかなければなりません。

いと、かえて、また納税者にとっておかる

は困るときがありやせぬか。やはりそ

ういう点は、おそらく、どうしたらいい

かといふようなことを聞きに来られ

るでしょう。聞きに来られて申告をする

る、両方の申告をするわけですが、両

方やはり三月十五日まででよろしい

じやないか。なお、贈与税の方は、ただい

ま申告期限が二月末日になつております。従いまして、こういう特別な措置

を——期限内申告にかけるということを別な何でござりますから、手続が所得

は、期限内申告を促進し事務を早く整

理するという意味ではないのですけれども、事柄によりまして、期限内に申告

をとどめんどうでないという考え方がいたしております。

○土田国太郎君 ちょっと、局長にお伺いしたいのですが、めんどうなこと

じやないので、今の宮崎県の山林伐採の申告が十五日以後でもいいとい

う、このことだね。大体、ほかの軽減税率の特別措置ですね、これは日限が切れて以後の届出はだめだというこ

もかまわないので、その事情がもしかればお教え願いたい。

それから、今、平林委員のおつ

しゃつたように、これはもう十五日で

ないと税務署ではやりきれないという

のですが、あまりあと長い間いるの

で、その点もよく一つお含み願いたい。

しゃつたように、これはもう十五日で

ないと税務署ではやりきれないとい

うのですが、あまりあと長い間いるの

で、その点もよく一つお含み願いたい。

しゃつたように、これはもう十五日で

で、これらの再評価によりまして人の持っております固定資産を再評価いたしました結果、再評価積立金といふものが生じたわけでございます。この再評価積立金は、インフレによる帳簿価額が下落しましたことに伴いましてこれを修正したものでございますので、本来、資本金に準する勘定であるという考え方から、なるべくこれを早く資本に組み入れたいということになりましたして、昭和二十九年に通称企業資本充実法と申しております今お手元にござります法律を作りまして、再評価積立金の三割以上を資本に組み入れなければ一割五分をこえる配当をすることができないという制度にいたしましたわけでございます。これによりまして、間接的に配当制限という手段を用いますことによつて、再評価積立金の資本組み入れを促進して参つたわけであります。この制度がこの秋に終るわけでございます。

具体的に申上げますと、今後一割五分をとる配当をする場合には、再評価積立金の五割以上を資本に組み入れなければならない。それから、もう一つは、一割二分をとる配当をする場合には、再評価積立金の三割以上を資本に組み入れなければならないといふことにしたわけでござります。ありますから、現在再評価積立金を三割以上を組み入れなきましても一割五分をとる配当をするには、来年の三月決算以後は、これは組入率を五割以上にふやして、そうして一割五分をとる配当を維持するか、それとも、この再評価積立金がそれだけ組み入れることができない場合には、配当率を一割五分以下に下げるということにしなければならない。それから、現在三割以上五割未満の組み入れが行わないので、一割二分をとる配当をしている会社は、配当率を維持しようとします場合には、三割以上の組み入れをしなければならない。その組み入れのできない場合には配当率を一割二分以下に落すと、このどちらかを採用しなければならないということになるわけでござります。

評価積立金の現在高が資本の額に対し四分の一以下である場合には、配当とを今申し上げたのありますが、それ以後どうするかということにつきましては、再評価積立金の性質にかんがみまして、さらに、そのときに資本組み入れを一そく促進するという考え方から、追つて法律を定めてきめるということをこの法律に書くことについたしております。

以上が今度の改正の実質的な内容の第一点でございます。

それから、第二点といたしましては、手続上の改正をいたしました。その手続の改正の第一は、再評価積立金を資本に組み入れます場合には、現在株主総会の特別決議を要したわけございません。しかし、それを改めまして、今後は取締役会の決議だけで資本に組み入れることができる。また、それによって株式を発行することができるということに改めようと考えております。再評価積立金を資本に組み入れるといふことは、これは株主の利益のために行われることでありますので、わざわざそのため株主総会の特別決議をやらないでも、取締役会の決議で十分であるといふように考えました結果でございます。なお、商法で準備金の資本組み入れは取締役会の決議で足ることになつておりますので、その趣旨をさせません有償増資一本の場合には、も同時に勘案いたしまして、さようにきめたわけでございます。現在は、有償増資の場合には、つまり無償組み合せません有償増資一本の場合には、

取締役会の決議だけができるのであります。わざかに無償を抱き合せて増資をいたそとする場合には、そのためにわざわざ株主総会の特別決議を要いたしますので、手続上非常に煩瑣である。なるべく早くこの組み入れを促進したいという考え方によりまして、そのように改めたわけでござります。これによって相当の手続上の簡略化が行われると私どもは思つております。

それから、手続上の改正の第二点は、会社が欠損を出しました場合に、その欠損を埋めるために再評価積立金を取りにくすという場合がござります。この場合には、現在は株主総会の普通決議——そのために特別に議案を提出しませんでも、つまり利益処分を伴う財務承認の一項目として入れてやればいいことになつておつたわけですが、いますが、欠損を出しました場合には、安易な手続で再評価積立金を落しますことは、先ほど御説明いたしましたとおり、再評価積立金が資本であるという考え方からいたしますと、あまり論議でない。だから、欠損補てんのためには再評価積立金を取りにくす場合に、は、嚴重な手続で、株主総会の特別決議でやることにした。つまり減資に準じた手続によつてやる。資本でも減少といふことがあるわけでありますから、再評価積立金の減少といふものもあっていい。しかし、ある場合には、嚴重な手続に準じた手続によりまして、債権者にも伺いを立て、すべての株主に承わつて、丁重な手続でやつていただきたい。そうすることが資本を維持し充実をはかる見地から好ましいと考えましたので、過去においてはそ

の点で、簡単に再評価積立金を取りくずしましていろいろ問題のあった事例もござりますので、そういうふうに改正しようといたとしておるわけでござります。

そのほか、そういう実体面の改正、手続面の改正によりまして、それに関連いたします報告制度だとか、公示の制度だとかいろいろなものを改正することになりますが、これは全くこまかい問題に属しますので、一応説明は省略させていただきます。

なお、お手元に資料のようなものを差し上げておきましたのでござりますが、ちょっととそれについて御説明申し上げますと、この表の左の上の方でございますが、今までに発生いたしました積み立てられた再評価積立金は一兆三千四百三十五億ありましたのですが、その中から二千百十七億を資本に組み入れ、それから千九億を取りくしまして、再評価積立金の現在高は一兆三百九億ということになつております。現在までの組入率は一七%でございます。で、これは法人でござりますから、まあ何十万という法人全体について調べますと、こういうことになるわけでございます。

で、どういうことで取りくしましてかという内訳は、そこにも書いてございますが、いろいろの原因がございまして、再評価税を納める場合に取りくすのが、これが一番多いわけであります、あと、先ほど申しました欠損填补のために取りくしたり、再評価資本を譲渡した場合に、再評価額の価格で売れなかつた場合に譲渡損失が出ます。それから、その後評価減をいたしましたような場合にそれを取りくす

というものは配当の対象にならなければいけない。配当しなくてもいい資本金といふものは、これはあり得ないわけであります。ところが、再評価積立金は実質的に資本なんありますが、形式的に資本としなかつた原因は、先ほど申しましたように、当時まだ会社の収益力が足らなかつたから、直ちに資本に組み入れますと、組み入れるために配当ができなくなるということはございませんが、配当が非常に低率になつて株価が額面を割る。そういうことになりますと、その会社が増資するといふことにまた支障を来さいたしますので、だんだん経済の状況によってやつていきたいということでありましたので、現在この法律を施行いたしますと、この程度の漸進的な案では、まず収益状況のいい会社が、収益条件がよく株価も高い、従つて表面配当率も高いといふ会社は、配当率を下げられると思います。しかし、單に、たとえば再評価積立金が十億あつた、その十億を組み入れて、配当率を二割を一割に落としたのでは、何にもならない。何にもならないといふのはちよつと語弊がございますが、ただ形だけが違つてきただけで、株主の手取りは変らぬ。だから、そうはしないで、やはりその場合に少しでも配当額そのものがふえるように、やはり企業家の方は努力をなさるのじやないかと思うわけであります。そういうふうにやつていただくことは株主に好影響を与えるから、一般の企業がそういうふうに考えて經營なり配当政策を考えていただくことが、企業の自己資本の充実に役立ち、企業の自己資本に役立ちますことは、よくいわれております体質改善になつて、

今後日本の経済に残された一番多き問題はそこでありますから、そりいらふうに考えて經營をし、配当をしていただい、自己資本の構成の一助にして、そういうふうに考えますと、これは、直接はまず株主に利益を与えることになります。

しかし、これは、現在は国民の貯蓄いたしましたものは、株式の形があるいは銀行預金の形になつて、そしていすれにしても、銀行預金を通じまして、も、やはり企業に流れいくわけござりますから、現在はそういう銀行を通ずる投資の方向といふものが、まだ戦後の特殊事態も残つておりますが、これは少く多い。これは正常な状態にいなれば、やはり直接投資といふものに向いていかなければなりません。そのためには、正常な株主の利益といふのも保護されなければいけないだらうといふような考え方方に立つておりますので、そういうふうにやることが、一応は直接株主には利益になりますが、国民経済全体にいい影響を与える。ということは、株主のみならず経営者にもいいし、またそこで働いている従業員にもいい結果になる。たとえば、従業員にいたしましても、そういうふうな政策が行われますと、その従業員が、自分の勤務先の会社の株を進んで買つようになるということを考えられます。そういう効果をねらつておるわけですが、そこまでいきます。

以上を一点と二点に対する答弁とさせていただきたいと思います。

第三点であります。が、九十社のうち、大体どんのがあるかということではあります。が、具体的な会社の名前を申し上げるのもどうかと思いますが、

私どもこういう案を作ります場合に
は、單に抽象的な机上論では非常に危
険でありますので、六百社につきまし
てシラミつぶしに全部当つてみたので
あります。もちろん、一二名以下の会
社は当りませんが、大体の傾向といた
しまして、先ほど申しましたように、
非常に現在の収益力が高い収益力が
高いと申しますのは、現在の資本金に
対して収益力が高い。つまり、会社の
活動のボリュームに対しても比較的の資本
金が小さい。過小資本の会社である。
だから現在の資本金に対しては収益力
が高い。だから、株も高いといふ会社
が多うございます。でありますから、
若干語弊があるかもしれません、通
称優良株といふうな概念で呼ばれて
いるような会社、こういうものにこの
対象になる会社が多い、と思います。で
ありますから、この制度をやりました
場合に、先ほど申しましたようなその
ような会社が、再評価積立金をこの法
律によりまして資本に組み入れても、そ
のために配当率を非常に下げなければ
いかぬとか、その結果株式の値段が
下つて額面を割るとか、あるいは額面
すれすれになつて、その後の増資に困
るというようなことは全然ない、という
ふうに私どもは考えております。

○説明員(庭山慶一郎君) この組入率が一七%で、非常に低いわけあります。この中には若干、分けて申し上げますと、電力会社が現在非常にたくさん、まだ再評価積立金を持ってるわけあります。で、その表の右の一番下の方をどうぞになりますとわかりますように、東証上場会社につきまして、全体では一七・九%でござりますが、電力会社を除きますと一六・五%、四分の一以上にもなつてあるわけでございます。で、電力会社は現在でもまだ資本金に対して三倍近くの再評価積立金がござりますので、電力会社だけは一応除外して検討してみた方が、事柄の正確な理解には役立つと思います。

で、現在、この程度の組入率しかございませんのは、まあいろいろ原因があると思いますが、今まで金利が非常に高かつた、そのため配当率を理論的に合らうよろしく、再評価積立金をたくさん資本に組み入れまして、配当率を下げるということにいたしますと、それはほんとうはいいことなのでございますが、金利も高いといふらくなことをございまして、株価の維持に困るというふうなこととあつたので、各企業が慎重にやられたといふうことと、それからもう一つには、やはり同業の会社について見ますと、他の会社の配当率といふもの、株価といふものと、自分の会社の配当率、株価といふものとは、やはりなるべく似たようなものにしておきたいというふうな考え方もありまして、政府が、法律で考へ方をいたしまして、低率配当がいいのだ、資本を大きくして低率配当をすることがいいのだという線を打ち出

しますことによりまして、だんだんこの組み入れが促進されていくのではな
いかというふうに考えております。
○委員長(加藤正人君) 他に御質問はございませんか。
○小酒井義男君 今、説明をされた中で、資本金と同額の組み入れをやつて、そして従来の配当がその半分になつたのでは、目的を達せられない、ただ企業努力によって配当を引き上げるようなことは考えられるだろう、といふふうに私は聞いたのですが、そういう国民の企業努力というものが、どこに、どういうよくな点で努力をして引き上げる余地があるのかというよくな点を、少し承わりたいと思います。組み入れることによつて、たとえば借入金が少くなつていって、そういうところからこの利子の支払いが減っていくことが、企業の経理を改善していく、配当の率を引き上げるよくなことにまで役立つことになるのかどうか。
逆に、こういう努力をしなければならぬというよくな問題で、ほかの面に無理がされてくるといふよくなことになると、少し問題があるのでないかといふ、いうよくな気がするのですが、一番、努力の目標といいますか、そういうとのでき得る条件というものの重点はどこにあるのか。
○説明員(庭山慶一郎君) お答え申し上げます。この法律の目的は、今、御質問がございました例を申し上げますと、十億の資本金で、再評価積立金が十億あるという場合に、かりに、この法律で全部入れるというわけではございませんが、全部入れたとします。そうすると、今まで十億に対して二割配当していたものは、二十億に対して

割配当になってしまう。それだけでは意味がないというふうに私は断定して申し上げたつもりはないのでございませんして、そういうふうに資本金を二十億にして配当率を一割にするということと自体も、相当の意味を持つておるわけあります。一つは、どういう意味かと申しますと、それによつて株がふえます。株の取引が円滑になるということと申しますと、それから、何と申しますか、言葉はあまり適切でないかもしれません、いかにもその会社が二割配当しているということは、非常にもうかつたような格好になります。二割配当するためには、税金の関係もござりますから、どうしても四割も受けた格好になつていなければならぬ。が、実際は、二割しかもらひかつていなくて一割しか配当できない、そういうことが実態でありますから、実態を明らかにいたしますことは、それによつて他の会社なり他の業種の企業との企業比較といふものができます。そこで、投資家がどの会社がどういうふうな実際の収益力であるから、どの会社の株に投資するのがいいのか悪いのか、そういう判断をするのに役立つといふらなこともありますから、それが再評価積立金の組み入れの直接の目的でござりますから、そういうことをされるのは何も役に立たぬことではない。かたがた、配当率も、一般的の金利もだんだん下ってきておりますから、それに合せてやれば、たとえば、その次に会社が増資をするときには、どうしても二割配当率でよくなる。あるいは今二割をそのまま続けていきますと、その次の増資をするときには、どうしても二割に新しい配当率にしたい。これを一ぺんに

八分に下げるることはできません。これを一割にしておきますと、この次にまた八分に下げる余地がある。そういうふうになつて、実際の增资が容易になります。

それから、企業努力はいろいろな方面で行われるでしょう。この問題のみならず、いろいろ設備の合理化その他の問題もありましょうが、そういうふうに投資家が企業比較ができるやすいような態勢にしておきますことは、これは企業努力のやはり一つの根源ではないかというふうに考えておるわけであります。

○委員長(加藤正人君) 一点、私から願いたいのですが、今の日本の企業が戦前から見ると非常に不健全であるということは、一般論であります。しかし、それはそういうことではあるが、現実の問題で、企業は仕事をする上において自己資本を多くして借り入れを減らすということは、今言つたような議論で、それは好ましいことではあるが、しかし、今健全な経営といわれているような方法をとつて、借入金に依存する向きが多いということは、実際問題として、借り入れの場合、十億円の資本を借り入れによつてまかならない場合には、金利を一割とすれば一億の利益があればいいのであります。しかも金利は損金に算入されるというのであるにかかわらず、一方、資本に組み入れて自己資本にすることによつて、一割の配当を行うためには二億の利益が必要になる。しかも、うち五割は税金にとられてしまう。これは理想的にいえば、資本の構成を健全にしたて、一割の配当を行うためには二億の利益が必要になる。しかし、うち五割が、現実の経営の面に従事する者

は、どういちぢからやむを得ずその古
途を選ぶということ、この点は当面の
た実際問題として、こういう法律が
けつこうだ、けつこうだと言われる
が、一方において多少の異議があると
いうのは、こういう点にあるのではないか。
この点についての御説明を願いたいと
思います。

○説明員(庭山慶一郎君) ちょっとと聞
き落したのですが、一方において異議
があるとおっしゃったのは……。

○委員長(加藤正人君) 異議があると
いうか、あまり好ましくないという人
があるということです。

○説明員(庭山慶一郎君) 現在の企業
が、自己資本でやるのがいいことが
あっておりながら、やはり借入金にど
うしてもたよりたがるということは、
これはまあ税制の問題なんかにも関連
がございまして、なかなかかむずかしい
問題でございます。私から申し上げる
のが適切であるかどうかわかりません
が、もう少し税制を合理化して、企業が
自己資本により得るようにしたいそ
ういう方法はないものだろうかという
ことで、いろいろ検討もしております
し、また近いうちに企業課税について
は税制調査会でいろいろ御議論がある
と思うのですが、現在の企業は、これ
はもちろん独立した企業でありますけれ
ども、たくさん株主の要するに出
資によってなっている企業でございま
すから、個人のふところの計算と企業
のふところのものを別々に考え
ることは、やはり無理なので、そういう
考え方から、現在企業の面では、た
とえば配当いたします場合には、利益
を出して、そうしてそれを配当すると
いうことになつております。そこで、

法人税を納めておりますので、個人の段階で所得税を納める場合に、配当免除という制度がございまして、これによつてバランスがとれることになつたのです。おるわけでございます。企業の経営として、いうのは、戦前は財閥が持つており、戦後は大衆が持つことになったのですが、中間に大衆は金がなかつたので、金融機関がそれの実質的代理権を行使してました。しかし、今度は大衆が持つといふらうことにならざるを得ない。その場合には、やはり株主の財布の勘定と会社の財布の勘定というものを一つに考えていかなければ、やはり無理があるのじゃないか。その辺の問題を今後検討しなければならないのですが、そろ申しましても、実際はやはり企業は企業自身としてお考えになるいろいろ問題が多いと思います。その辺につきましては、税制調査会あたりで今後至急に検討して、適切な方向を考えていかなければならぬ。

う措置をとっているわけでござります。なお、無償組み入れにつきましては、無償組み入れの増資分につきましては、従来から千分の七の登録税を五分の一・五にいたしておりますので、この促進をはかつていてる次第でござります。

間に合わないので、企業課税の問題を同時に解決して出せば、非常にすつきりしたものができると思ったのですがございますが、これは結局、四月から政府といたましても大勉強いたしまして、いろいろ検討いたしたい。とりあえずこれだけはお願ひしたいという趣旨でございますから、ちょっと補足説明いたしました。

第一に、国内産テンサイ糖につきましては、従来から政府買上げの措置によってその育成をはかって参りましたが、テンサイ及びテンサイ糖の生産を奨励するためには、それが生産者の自ら的な採算によって、生産されるような体制に置くことが望ましいことは言うまでもないのであります。この際、砂糖に対する関税率を引き上げることによる曾又貿易見合つて沙汰でござるが、これによる曾又貿易見合つて沙汰でござるが、

けて、課税の適正を期するほか、計量単位をメートル法による単位に切りかえる等、所要の規定の整備をはかることといったしております。

なお、旧関税率による関税のみが納付され、砂糖消費税が未納である砂糖類が、昭和三十四年四月一日現在に所持されている場合には、砂糖消費税の旧税率と新税率との差額を徴収する等

の三割の税率に改めることといたしました。同時に、演芸、音楽及び見せものについては、従来から軽減税率を適用していた催しものとの区分について問題が多かったので、これらの税率を、演劇と同じく五十円以下一割、百円以下二割及び三百円をこえるもの三割に軽減することといたしました。

第二に、第一種の場所で行われる催しもの（映画、演芸等）のうち、仮設式

この法律案は、国内産テンサイ糖及び沖縄産砂糖の保護育成をはかるために、砂糖の関税率を引き上げることともに、インド蛇木根、マグネシウム及び鉛の関税率について、それぞれ所要の改正を行おうとするものであります。

以下、改正の内容を簡単に御説明申上げます。

まず、砂糖につきましては、昭和二十八年に施行されたテンサイ生産振興

○委員長(加藤正人君) これはよくおかつております。これを出される前に税制など研究されて、準備が終つてから出されるとスムーズにいくのです
が、まだ問題が、疑問が残つたままでこの期限が来るからめといふようなことになつております。大体そんなこ

反面、これいふて貿易競争に見合ひ、一層の
糖消費税を引き下げて、テンサイ糖の生産体制を自由化する方向への条件を整えることとしたのであります。なま
お、この措置によりまして、從来輸入糖に対しコストが割高であるため、その発展がはばまれていた沖縄産分みつ

次に、入場税法の一部を改正する法律案につきまして、その概要を申し上げます。

この法律案は、一昨年以来続けて参りました間接税の根本的再検討の一環

屋とか小中学校の講堂等で行われる臨時公演の権利について新たに三十円の免税点を設けるとともに、第二種の場所（展覧会場等）への入場についても、現行の免税点の二十円を三十円に引き上げることいたしております。

臨時措置法によつて政府買ひ入れ等の措置がとられ、国産テンサイ糖の生産は着々増加しておりますが、なおその生産費は輸入糖に比べて相当割高になつております。また、沖縄産糖は、本邦へ輸入される際に関税を免除されておりますが、生産費が高いため、そ

○委員長(加藤正人君) 次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案外五件について、順次、趣旨の説明をお願いいたします。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました砂糖消費税法の一部を改正する法律案外五法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。
まず、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について、その概要を申し上げます。

円に引き下げ、その他の砂糖類につきましては、これに準じてそれぞれその税率を引き下げるとしております。

め、臨時施設等における臨時興行について免税点を設け、あわせて所要の規定の整備をはかるため、入場税法の一部を改正しようとするものであります。

が、経過的な取扱いといたしまして、
五月一日以後に入場する入場券を四日間
一日以降に前売りする場合には、新規
率を適用できるようになつたしております。
すとともに、五月一日以降六月間に限
り税込料金が減税相当額だけ引き下げ
られない場合には、原則として旧税率
を適用することといたしております。
以上申し上げました軽減措置によろ
おいて約十九億円、平年度において約

現行の十四円から四十一円五十銭に引き上げ、あわせて関連品目の関税率について所要の調整を行ふこととしております。なお、別途、砂糖消費税法の一部改正により、ほば関税率引き上げに見合ひ砂糖消費税率の引き下げが行われることになつておきます。

次に、インド蛇木根についてでありますが、これは、高血圧の治療に不可欠な医薬品の原料となるものであり、しかも、現在その全部を輸入に仰いで

この法律案は、国内産糖に対する保護育成をはかるため、別途に御審議をお願いすることとしております関税税率法の一部改正と相俟つて、砂糖消費税の一部を関税に振りかえようとするものであります。

第三に、砂糖消費税につきまして
も、他の消費税と同様の証紙制度を設
けた。その税率も一キログラム当り現行
の六円六十七銭を五円に引き下げるこ
ととしております。

上げてその品質の向上をはかり、ま
た、その税率も一キログラム当り現行
の六円六十七銭を五円に引き下げるこ
ととしております。

例外的な一部の輕減税率及び三割の加
重税率を加味することが適当と考えら
れます。従つて、これを五十円以下一
割、百円以下二割及び百円をこえるも
の、他の消費税の税率等との權衡を保
つておりますと、二割の税率を中心に、
から見ますと、二割の税率を中心に、

二十三億円と見込まれます。次に、議題となりました関税定率法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

おりますので、その関税率を現行の割から無税として、国民保健の向上に資することといたしております。

次に、マグネシウム及び鉛につきましては、最近における需要増加に伴つてこれらの国内生産が増加し、現在で

（粉状若しくは粒状のもの、
第一種乙類、第二種若しく
は第三種の砂糖、第二種の
糖みつ若しくは第二種の糖
水を原料の一部として製造
したもの又は政令で定める
方法による濾過工程を経た
ものを除き、当該砂糖をそ
の製造場から移出する前に
税務署の当該職員により当
該砂糖であることの確認を
受けたものに限る。）で、糖
度（温度二十度の時において
検糖器により測定した場合
の直接偏光度をいう。以下
同じ。）九十度以下のもの
乙類 結晶工程を経ない含み
つ糖のうち、第一種甲類の
砂糖以外の砂糖で、糖度八
十六度以下のもの

じた糖みつを除く。

第二条第三項中「第一種の」を削り、「できないものは、」を「できないものについては、糖度二十五度以上であつて還元糖の含有量が全重量の百分の三十五に満たないものを」に改める。

一
砂糖

甲類 五円
乙類 七円
第二種 二十一円

甲類
乙類
三十三円五十錢
二十七円五十錢

第九条第一項第二号中「千百五十五円」を「五円」に、「四百二十円」を「十円五十銭」に改め、同項第三号中「四百円」を「三円」に、「一千五百円」を「十六円」に改め、同条第二項中「冰糖みつ」を「糖みつ」に改める。

て、第十七条中「当該承認に係る砂糖類」とあるのは、「当該承認を受けた製造した砂糖類」と読み替えるものとする。

第二十一条第六項中「前項の書類類」に、「当該砂糖類の製造場」を「当該もじ入れ、又は移入に係る製造場」に改める。

第二十二条第一項中「百十之つき

て、第十七条中「当該承認に係る砂糖類」とあるのは、「当該承認を受けて製造した砂糖類」と読み替えるものとする。

第二十二条第六項中「前項の書類を「前項の確認を受けた後、同項の書類」に、「当該砂糖類の製造場」を「当該もどし入れ、又は移入に係る製造場」に改める。

第二十二条第二項中「百斤につき二千八百円の割合で計算した金額に相当する少額當賄税」を「一千五百円の割合で計算した金額に相当する少額當賄税」とする。

砂糖類の種別又は重量が判明しない場合には、当該物品に含まれているしょ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖

石炭以外の石炭で
十六度以下のもの

甲類　冰砂糖及びこれに類するもの
乙類　分みつをした砂糖を原 料とする角砂糖、分みつを した棒砂糖その他これらに 類するもの

第一種 てん菜を原料として砂糖を製造する際に生じた糖みつ(てん菜糖を精製する際に生じた糖みつを除く。)及び糖度四十度以下のその他の糖みつ(冰砂糖を製造する際に生

文に改め、同条に次の二項を加える。
4 砂糖類の製造場に現存する砂糖類が滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該砂糖類をその製造場から移出したものとみなす。

ただし、第五条第四項の規定に該当する場合には、直ちに、既に製造場から移出した砂糖類（同条第一項又は第四項の規定に該当することにより移出したものとみなされた砂糖類を含み、既にこの項の規定により申告した砂糖類を除く。）につき申告書を提出しなければならない。

第十八条第一項各号列記以外の部 分中「第五条の」を「第五条第一項、第二項本文又は第三項の」に、「第五条第二項」を「第五条第二項本文又は第三項」に改める。

第二十条第二項中「氷砂糖については、百斤につき二百五十円、その

第二十二条第一項第一目の二千八百円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税を一キログラムにつき二十一円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税額に改め、同条第四項中「貯置すべきこと」の下に「並びに大蔵省令で定めるところによりこれらの物品の製造、貯蔵又は販売に関する事項を帳簿に記載すべきこと」を加える。

第二十三条を次のように改める。
(砂糖類の引取とみなす場合)
第二十三条 輸出した第十八条第一項第三号に掲げる物品で次の各項に掲げるもののうち本邦にもどされたものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費す

適用を受けた砂糖類を原料として製造した物品を、輸出以外の目的で、保税地域から引き取り、又は保税地域において消費する場合には、当該物品を引き取る者又はこれを消費する者がその引取又は消費の時に当該物品の原料として消費した砂糖類と同一の種別及び重量の砂糖類(当該消費した砂糖類の種別又は重量が判明しない場合には、当該物品に含まれているしょ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖)を保税地域から引き取るものとみなして、この法律を適用する。

<p>第五項の規定により砂糖類の製造場 とみなされる場所を含む。)において 製造されるもの」に改める。</p> <p>第九条第一項各号列記以外の部分 中「百斤」を「一キログラム」に改め、 同項第一号を次のよう改める。</p>				
<p>一 砂糖</p>				
<p>第一種</p>				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">甲類</td> <td style="width: 50px;">五円</td> </tr> <tr> <td>乙類</td> <td>七円</td> </tr> </table>	甲類	五円	乙類	七円
甲類	五円			
乙類	七円			
<p>第二種</p>				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">甲類</td> <td style="width: 50px;">二十七円五十銭</td> </tr> <tr> <td>乙類</td> <td>三十三円五十銭</td> </tr> </table>	甲類	二十七円五十銭	乙類	三十三円五十銭
甲類	二十七円五十銭			
乙類	三十三円五十銭			
<p>第三種</p>				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">甲類</td> <td style="width: 50px;">二十七円五十銭</td> </tr> <tr> <td>乙類</td> <td>三十三円五十銭</td> </tr> </table>	甲類	二十七円五十銭	乙類	三十三円五十銭
甲類	二十七円五十銭			
乙類	三十三円五十銭			

第五項の規定により砂糖類の製造場
とみなされる場所を含む。)において
製造されるもの」に改める。

第九条第一項各号列記以外の部分
中「百斤」を「一キログラム」に改め、
同項第一号を次のように改める。

他の第三種の砂糖については、百斤につき七百五十円を「第三種甲類の砂糖については、一キログラムにつき四円、第三種乙類の砂糖については、一キログラムにつき十二円五十五銭」に改め、同条第五項を次のよう

る場合には、当該物品を引き取る者又はこれを消費する者がその引取又は消費の時に当該各号に掲げる砂糖類を保税地域から引き取るものとみなして、この法律を適用する。

(製造場内における砂糖類の販売業等の制限)

第十九条 砂糖類の製造場(第十
五条第五項の規定により砂糖類の
製造場とみなされる場所を除く。)

において、砂糖類の販売業(当該
製造場で製造された砂糖類の販売
業を除く。)又は砂糖類を原料とする
物品(砂糖類を除く。以下次項
において同じ。)の製造を行おうと
する者は、政令で定める手続によ
り、当該砂糖類の製造場の所在地
の所轄税務署長(当該製造場が保
稅地域に該当する場合には、所轄
稅閑長。以下次項及び次条におい
て同じ。)の承認を受けなければな
らない。

2 前項の税務署長は、同項の承認
の申請があつた場合において、当
該申請に係る砂糖類の販売元場又は
砂糖類を原料とする物品の製造場
が砂糖類の製造場と区画されてい
ないこと等の理由により、取締上
特に不適当と認められるときは、
その承認を与えないことができ
る。

第三十条第一項中「(当該製造場が
保稅地域に該当する場合には、所轄
稅閑長。以下第一項において同じ。)」
を削る。

第三十三条を次のよう改め
(検印)

第三十三条の二 前条第一項の命令
を受けた者は、その製造場から移
出し、又は保稅地域から引き取ら
うとする砂糖類の包装が証紙をは
り付けるのに不適当な形状のもの
である場合において、政令で定める手續
により、当該砂糖類の包装が証紙をは
り付ける。

第三十三条の四 砂糖類の製造者等
は、証紙(第三十三条第二項の規
定によりはり付けてあるものを除
く。)を譲り渡し、又は譲り受け
てはならない。ただし、砂糖類の製
造者又は砂糖類を保稅地域から引
き取らうとする者が、その譲渡
につき、政令が定める手続により、そ
の製造場の所在地の所轄税務署長
又はその保稅地域の所在地の所轄
稅閑長の承認を受けた場合には、
この限りでない。

第三十三条の五 砂糖類の製造者等は、販売の目
的で所持する砂糖類の包装にはり
付けてある証紙を破り、又ははが
してはならない。ただし、当該包
装から取り出して販売するため破
る場合その他政令で定める場合に
は、この限りでない。

第三十三条の六 税務署長又は稅閑長
は、砂糖消費税の保全のため、政
令で定めるところにより、砂糖類
の製造者又は砂糖類を保稅地域か
ら引き取らうとする者に対し、そ
の製造場から移出し、又は保稅地
域の所轄稅閑長の承認を受けたと
きは、同条第二項の規定による証紙

域から引き取らうとする砂糖類の包
装に砂糖消費税証紙(以下「証
紙」という。)をはり付けることを
命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者は、当該
破らなければ砂糖類を取り出すこ
とができる方法によつて、当該
移出又は引取に係る砂糖類の包装
に、これをはり付けなければならない。
ない。

3 第一項の命令を受けた砂糖類の
製造者は、政令で定めるところに
より、毎月その使用した証紙の種
類及び枚数を、第十一条第一項に規
定する申告書にあわせて記載し
て、申告しなければならない。

4 証紙は、税務署長又は稅閑長が、
政令で定めるところにより、砂糖
類の製造者又は砂糖類を保稅地域
から引き取らうとする者に対して
交付する。

5 証紙の種類、様式及び形式は、
大蔵省令で定める。

3 砂糖類の製造者又は砂糖類を保
稅地域から引き取る者は、第三十
三条の二第一項の規定により検印
を受けた砂糖類の包装を、その檢
印を消さないで、さらに当該砂糖
類以外の砂糖類の包装として使用
してはならない。

第三十四条第一項第一号中「又は
砂糖類を保稅地域から引き取る者
又は砂糖類の販売業者(以下次条
において「砂糖類の製造者等」とい
う。)は、第三十三条第一項の命令
に係る砂糖類で、その包装に同条
第二項の規定による証紙のはり付
け若しくは前条第一項の規定によ
る検印がないもの又は第三十三条
第一項第一号、第二号若しくは第四号
に掲げる物品を製造する者」を加え
て、第三十六条第一項に次の五号を加
える。

6 第三十三条第二項の規定に違
反した者

7 第三十三条第三項の規定によ
る申告を怠り、又は偽つた者

8 第三十三条の三の規定に違反
して砂糖類を手持し、譲り渡
し、又は譲り受けた者

9 第三十三条の四第一項の規定
に違反して証紙を譲り渡し、又
は譲り受けた者

10 第三十三条の四第二項の規定
に違反して砂糖類の包装を再使
用した者

11 第三十七条第二号中「第十七条」の
下に「(第二十条第五項において準用
する場合を含む。)」を加え、同条第
五号中「第二十九条」を「第二十九条
九号」とし、同条第七号の次に次の
号を加える。

八 第三十三条の四第二項の規定
に違反して証紙を破り、又はは
がした者

のはり付けに代えて、砂糖類の包
装に検印を受けることができる。

2 検印の印影の形式は、大蔵省令
で定める。

3 砂糖類の製造者又は砂糖類を保
稅地域から引き取る者は、第三十
三条の二第一項の規定により検印
を受けた砂糖類の包装を、その檢
印を消さないで、さらに当該砂糖
類以外の砂糖類の包装として使用
してはならない。

第三十四条第一項第一号中「又は
砂糖類を保稅地域から引き取る者
又は砂糖類の販売業者(以下次条
において「砂糖類の製造者等」とい
う。)は、第三十三条第一項の命令
に係る砂糖類で、その包装に同条
第二項の規定による証紙のはり付
け若しくは前条第一項の規定によ
る検印がないもの又は第三十三条
第一項第一号、第二号若しくは第四号
に掲げる物品を製造する者」を加え
て、第三十六条第一項に次の五号を加
える。

6 第三十三条第二項の規定に違
反した者

7 第三十三条第三項の規定によ
る申告を怠り、又は偽つた者

8 第三十三条の三の規定に違反
して砂糖類を手持し、譲り渡
し、又は譲り受けた者

9 第三十三条の四第一項の規定
に違反して証紙を譲り渡し、又
は譲り受けた者

10 第三十三条の四第二項の規定
に違反して砂糖類の包装を再使
用した者

11 第三十七条第二号中「第十七条」の
下に「(第二十条第五項において準用
する場合を含む。)」を加え、同条第
五号中「第二十九条」を「第二十九条
九号」とし、同条第七号の次に次の
号を加える。

八 第三十三条の四第二項の規定
に違反して証紙を破り、又はは
がした者

附則第十二項を削り、附則第十三
項中「第一種の砂糖で」を「砂糖のう
ち結晶工程を経ない含み糖で」に
変更する。

2 「たる、箱、かんその他の容器に收
容して冷却し、そのまま製造場から
移出されたものであると認められる
もの」を「加工しないで冷却して製
造したもの(粉状若しくは粒状のも
の、第一種乙類、第二種若しくは第
三種の砂糖、第二種の糖みつ若しく
は第一種の糖水を原料の一部として
製造したもの又は政令で定める方法
による処理工程を経たものを除く。)
移出されたもの又は政令で定める方法
による処理工程を経たものを除く。」
に改め、同項を「製造する者」の下に「又は第二十二
条第一項の承認を受けて第十八条条第
一項第一号、第二号若しくは第四号
に掲げる物品を製造する者」を加え
て、第三十六条第一項に次の五号を加
える。

6 第三十三条第二項の規定に違
反した者

7 第三十三条第三項の規定によ
る申告を怠り、又は偽つた者

8 第三十三条の三の規定に違反
して砂糖類を手持し、譲り渡
し、又は譲り受けた者

9 第三十三条の四第一項の規定
に違反して証紙を譲り渡し、又
は譲り受けた者

10 第三十三条の四第二項の規定
に違反して砂糖類の包装を再使
用した者

11 第三十七条第二号中「第十七条」の
下に「(第二十条第五項において準用
する場合を含む。)」を加え、同条第
五号中「第二十九条」を「第二十九条
九号」とし、同条第七号の次に次の
号を加える。

八 第三十三条の四第二項の規定
に違反して証紙を破り、又はは
がした者

明がない場合

二　旧法第十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類がこの法律の施行後に砂糖消費税法の施行地において消費され、又は輸出以外の目的で譲り渡された場合

—

旧法第十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取り後は砂糖消費税法の施行地において消費され、又は輸出以外の目的で譲り渡された場合

一 旧法第五十五条第一項第三号又は第四号の規定による承認を受けてこの法律の施行前に旧法第十八条第一項各号に掲げる物品の製造場に移入された砂糖類がこの法律の施行後に当該物品の製造場から移出される場合（改正後の砂糖消費税法（以下「新法」という。）第五条第一項又は第四項の規定により移出したものとみなされる場合を含み、旧法第十八条第一項又は新法第十八条第一項の規定による承認を受けたもの又は關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第三号（定義）に規定する外國貨物である砂糖類で旧法第十八条第一項の規定による承認を受けたものを原料として製造された同項第三号に掲げる物品について、その承認の際税務署長又は税關長が指定した期限までに輸出され、該物品がこの法律の施行後に砂糖消費税法の施行地において消費され、又は輸出以外の目的で譲り渡された場合

五

五 この法律の施行前に日本国と
アメリカ合衆国との間の安全保
障条約第三条に基く行政協定の
実施に伴う關稅法等の臨時特例
に関する法律（昭和二十七年法
律第百十一号）第七条の規定に
より砂糖消費税の免除を受けた
砂糖類について、この法律の施
行後に同法第八条の規定により
砂糖消費税の追徴が行われる場
合及びこの法律の施行前に輸入
品に対する内國消費税の徵收等
に関する法律（昭和三十年法律
第三十七号）第五条第一項又は
第七条第一項の規定により砂糖
消費税の免除を受けた砂糖類に
ついて、この法律の施行後に同
法第五条第三項又は第七条第三
項の規定により砂糖消費税の追
徴が行われる場合

該砂糖類を原料の全部又は一部として製造した砂糖類を含む)で、当該移出若しくは引取に係る砂糖類を徴収された、若しくは徵収されるべきものを、この法律の施行前に砂糖類の製造場に移入し、この法律の施行の際所持する場合又は当該砂糖類をこの法律の施行後に砂糖類の製造場にもどり入れ、若しくは移入した場合に、新法第二十二条第一項の規定は、適用しない。この場合には、前項後段の規定を準用する。

新法第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、新法第二十二条第一項の規定による承認を受けて、同項に規定する課税済の砂糖類で、その砂糖類の製造場からの移出又は保税地域からの引取がこの法律の施行前に行われたもの(以下「旧税率」といふ。)を原料に供してこの法律の施行後に当該物品を製造した場合には、その者に対する同項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、その原料に供した砂糖類につき、旧法第二条に規定する砂糖類の区分に応じ、旧法第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額と相当する金額とする。

8

8 この法律の施行の際、砂糖類の製造者又は販売業者が、砂糖類の製造場その他の場所において次掲げる砂糖類（当該砂糖類を原の全部又は一部として製造した砂糖類（新法第二十条第一項又は二項の規定の適用を受ける砂糖類を除く。）を含み、新法第八条第一項第一号に規定する課税済の砂糖類（この法律の施行前に砂糖類を製造場にもどし入れられた砂糖で、新法第二十一条第一項の規定による承認を受けて法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から取り取られた砂糖類を除く。）を所持する場合には、その者がこの法律の施行の日にこれを砂糖類の製場から移出したものとみなして当該砂糖類の重量に応じ、当該砂糖類が、旧法第二条に規定する二種の砂糖で糖度が九十八度をえないもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類するものと除く。）であるときは一キログラムにつき二十四円、その他の砂糖であるときは当該砂糖類につき、各に規定する砂糖類の区分に応じて新法第九条に規定する税率によ算出した砂糖消費税額との差額に当する金額の砂糖消費税を課す（法律（昭和三十四年法律第一号）による改正前の関税定率法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第一号）による改正前の関税定率法の一部として製造した砂糖類（新法第二十条第一項又は二項の規定の適用を受ける砂糖類を除く。）を含み、新法第八条第一項第一号に規定する課税済の砂糖類（この法律の施行前に砂糖類を製造場にもどし入れられた砂糖で、新法第二十一条第一項の規定による承認を受けて法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から取り取られた砂糖類を除く。）を所持する場合には、その者がこの法律の施行の日にこれを砂糖類の製場から移出したものとみなして当該砂糖類の重量に応じ、当該砂糖類が、旧法第二条に規定する二種の砂糖で糖度が九十八度をえないもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類するものと除く。）であるときは一キログラムにつき二十四円、その他の砂糖であるときは当該砂糖類につき、各に規定する砂糖類の区分に応じて新法第九条に規定する税率によ算出した砂糖消費税額との差額に当する金額の砂糖消費税を課す）とする。

別表に規定する税率により開税額を算定され、又は課されるべき
砂糖類

一 この法律の施行前に因から譲渡された砂糖類

9 前項の場合においては、その徴収すべき砂糖消費税額を昭和三十一年五月から同年十月までの各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

10 この法律の施行の際、附則第八項の規定の適用を受ける砂糖類を所持する者は、政令で定めるところにより、その所持する砂糖類の貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに砂糖類の種別及び種別ごとの重量を記載した申告書を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11 附則第八項の規定により砂糖類の製造場から移出したものとみなされた砂糖類は、その後直ちに当該製造場にもどし入れられたものとみなす。この場合は、新法第二十二条の規定は、適用しない。

12 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税に係ることの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 印紙等換取締法（昭和二十二年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「酒税証紙」の下砂に「糖消費税法第二十三条の規定による砂糖消費税証紙」を、「税印の印影」の下に「砂糖消費税

の領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

4 この法律の施行の日から六月間に限り、第一種の場所の経営者がその場所への入場（改正前の入場税法第四条第二項及び第三項に規定する入場を除く。）について定める入場料金（各等級別に定められる入場料金をいう。以下同じ。）が、昭和三十四年三月三十日以前六月間において、通算して最も長い期間定められていた入場料金につき政令で定めるところにより端数計算をした額（以下「基準額」という。）をこえるときは、当該入場につき定められる入場料金について課される入場税の税額の算定については、なお前例による。ただし、借物の種類が異なることとなつたことその他これに類する政令で定める事由が生じたため、当該経営者において当該入場について定める入場料金が基準額をこえることにつき所轄税務署長の承認を受けた場合又は基準額が八十円以下若しくは百円をこえ百三十円以下（改正後の入場税法第四条第三項に規定する入場（演劇をもつばら催す場所への入場を除く。）については、八十円以下）である場合には、この限りでない。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なおびこの附則の規定により従前の例による。

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特定港湾施設工事特別会計法案

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案
関税法（昭和二十九年法律第六十号）の一部を次のようにより改定する。

第九十六条第二項第一号中「且つ、外國貿易船」を「又は外國貿易船」に改め、同項第二号中「こそす、且つ」を「こえ、かつ」に、「二十五隻に達しない」を「十一隻をこえる」に、「二年に及んだ」を「二年なかつた」に改める。

別表第一中「兵庫 神戸」を

「兵庫 神戸」に、「大分 津久見」を

「大分 神戸」に、「大分 津久見」を

「大分 佐賀関」に改める。

別表第二中「東京 羽田」を

「東京 羽田」に改める。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のようにより改定する。

第二十四条の表神戸税關の項中「兵庫県」の下に「（大阪税關の管轄に属する地域を除く。）を加え、同表大阪税關の項中「京都府」を「京都府 兵庫県のうち伊丹市」に改める。

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特定港湾施設工事特別会計法案

特定港湾施設工事特別会計法案
特定港湾施設工事特別会計法
法（昭和三十四年法律第号）第
二条に規定する特定港湾施設工事（以下「特定港湾施設工事」とい
う。）及びこれに密接な関連のある
港湾工事であつて國以外の者がそ
の費用の全額を負担し、國が委託
に基き施行するもの（以下「受託工
事」という。）に関する經理を一般
会計と区分して行うため、特別会
計を設置する。

第一条 特定港湾施設工事特別会計法（昭和三十四年法律第号）第
二条に規定する特定港湾施設工事（以下「特定港湾施設工事」とい
う。）及びこれに密接な関連のある
港湾工事であつて國以外の者がそ
の費用の全額を負担し、國が委託
に基き施行するもの（以下「受託工
事」という。）に関する經理を一般
会計と区分して行うため、特別会
計を設置する。

第二条 この会計は、運輸大臣が、
法令で定めるところに従い、管理
する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、第五
条の規定による一般会計からの繰
入金、港湾法（昭和二十五年法律
第二百八十八号）第五十五条第二項
において準用する同法第四十二条
第一項本文若しくは第二項、北海
道開発のためにする港湾工事に関
する法律（昭和二十六年法律第七
十号）、第三条第二項において準
用する同法第二条第一項又は特定
港湾施設特別措置法第四条の規
定に基づく港湾管理者の負担金
(以下「港湾管理者負担金」とい
う。)、地方公共団体の負担金の納
付の特例に関する法律（昭和二十
八年法律第百十一号）第一項の規
定により納付された地方債証券で
特定港湾施設工事に関する費用に
係るもの（償還金及び利子、企業合
理化促進法（昭和二十七年法律第
四号）第八条第四項後段の規定に
よる負担金、受託工事に係る納付
金、第十四条第一項の規定による
借入金並びに附属雑収入をもつて
その歳入とし、特定港湾施設工事
に要する費用及び受託工事に要す
る費用（これらの工事のうち國が
北海道で行うものに係る職員の給
与に要する費用その他の工事事務
費その他第六条第一項の規定によ
る一般会計への繰入金に相当する
費用を除く。）事務取扱費、第十四
条第一項の規定による借入金の償
還金及び利子、第六条第一項の規
定による一般会計への繰入金並び
に附属諸費をもつてその歳出とす
る。

（歳入及び歳出等の整理）

第四条 この会計においては、歳入
及び歳出並びに資産及び負債を政
令で定める特定港湾施設工事及び
受託工事の別（以下「工事別等の区
分」という。）に従つて整理しなけ
ればならない。

（一般会計からの繰入）

第五条 特定港湾施設工事に関する
費用で国庫が負担するものの額に
相当する金額は、第十四条第三項
の規定により国庫が負担する費用
の財源に充てられるものその他の政
令で定めるものの額に相当する金
額を除き、予算の範囲内において
一般会計からこの会計に繰り
入れるものとする。

（他会計への繰入）

第六条 受託工事に係る納付金のう
ち、当該工事について一般会計に
おいて支弁した政令で定める経費
の額に相当する金額は、当該納付
金を収納した後、遅滞なく、この
会計から一般会計に繰り入れるも
のとする。

2 第十四条第一項の規定による借
入金の償還金及び利子の額に相当
する金額は、工事別等の区分に
従つて、この会計から國債整理基
金特別会計に繰り入れるものとす
る。

2 第十四条第一項の規定による借
入金の償還金及び利子の額に相当
する金額は、工事別等の区分に
従つて、この会計の歳入歳出予定
計算書等（以下「歳入歳出予定
計算書等」という。）を作成し、大
蔵大臣に送付しなければならな
い。

第七条 運輸大臣は、毎会計年度、
この会計の歳入歳出予定計算書、
繰越明許費要求書及び國庫債務負
担行為要求書（以下「歳入歳出予定
計算書等」という。）を作成し、大
蔵大臣に送付しなければならな
い。

2 前項の歳入歳出予定計算書等に
は、次に掲げる書類を添附しなけ
ればならない。

（歳入歳出予定計算書等）

一 前前年度の事業実績表、借入
金の借入及び償還実績表並びに
港湾管理者負担金に係る債権の
発生及び回収実績表

二 前年度及び当該年度の事業計
画表、借入金の借入及び償還計
画表並びに港湾管理者負担金に
係る債権の発生予定及び回収計
画表

三 国庫債務負担行為で翌年度以
降にわたるものについての前年
度末までの支出額及び支出額の
見込、当該年度以降の支出予定

（他会計への繰入）

第六条 受託工事に係る納付金のう
ち、当該工事について一般会計に
おいて支弁した政令で定める経費
の額に相当する金額は、当該納付
金を収納した後、遅滞なく、この
会計から一般会計に繰り入れるも
のとする。

2 第十四条第一項の規定による借
入金の償還金及び利子の額に相当
する金額は、工事別等の区分に
従つて、この会計の歳入歳出予定
計算書等（以下「歳入歳出予定
計算書等」という。）を作成し、大
蔵大臣に送付しなければならな
い。

第七条 運輸大臣は、毎会計年度、
この会計の歳入歳出予定計算書、
繰越明許費要求書及び國庫債務負
担行為要求書（以下「歳入歳出予定
計算書等」という。）を作成し、大
蔵大臣に送付しなければならな
い。

2 前項の歳入歳出予定計算書等に
は、次に掲げる書類を添附しなけ
ればならない。

（歳入歳出予定計算書等）

一 前前年度の事業実績表、借入
金の借入及び償還実績表並びに
港湾管理者負担金に係る債権の
発生及び回収実績表

二 前年度及び当該年度の事業計
画表、借入金の借入及び償還計
画表並びに港湾管理者負担金に
係る債権の発生予定及び回収計
画表

三 国庫債務負担行為で翌年度以
降にわたるものについての前年
度末までの支出額及び支出額の
見込、当該年度以降の支出予定

一、織物の物品税新設反対に関する
請願(第七五九号)

第六七一號 昭和三十四年一月三十日受理

じゅうたん等の物品税免稅点引上げに
関する請願(二通)

請願者

大阪市東区博労町二ノ
四三日本輸出敷物協同組合理事長 調子調次

郎外八十一名

紹介議員 大川 光三君

現行物品税法の規定によりじゅうたん
等は第二種丁類に指定せられているため、
その倉出価格一平方フィートにつ
き百円以上のものに対し二割の物品
税が課せられているが、(一)輸出重点
産業であること、(二)輸出の振興を阻
害していること、(三)中小企業者及び
零細企業者の製品であること、(四)免
税点引上げによる影響は軽微であるこ
と、(五)一平方フィート当たり二百円未
満の數物は大衆化されつてあること等
の理由により少くともその免稅点を二
百円未満に引き上げられたいとの請
願。

第七一六號 昭和三十四年二月一日受理

增加恩給等受給戦傷病者の所得税減免
に関する請願

請願者

福島県耶麻郡塙川町大
字小府根宇利根川一六

紹介議員 石原幹市郎君

北見徳馬

現行所得税法で障害年金をうけている
旧軍属、公務扶助料又は遺族年金をう
けている遺族が七千円の税額免除を、
また、一般身体障害者は五千円の税額
免除をうけているが、傷病恩給をうけ

ている戦傷病者(旧軍人)は何ら考慮さ
れず健常者と同率の税金が課せられて
いることは不合理であるから、傷病恩
給又は障害年金をうけている戦傷病者
の国税(所得税)に対して、一万円の税
額免除を認めると共に、傷病年金
をうけている者の普通恩給は非課税と
せられたいとの請願。

第七一七號 昭和三十四年二月一日受理

葉たばこの減収加算金に関する請願

請願者 福島県議会議長 河原

田盛雄

紹介議員 石原幹市郎君

福島県議会議長 河原

葉たばこの減収加算金に関する請願

請願者 福島県議会議長 河原

葉たばこの減収加算金に関する請願

葉たばこの減収加算金に関する請願

合連合会内 吉田明正
紹介議員 東 隆君
外十七名
受理

増加恩給等受給戦傷病者の所得税減免
に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内
一ノ一財团法人日本傷病

軍人会会長 蒲穂

紹介議員 小柳 攻衛君

軍人会会長 蒲穂

この請願の趣旨は、第七一六号と同じ
である。

第七五九號 昭和三十四年二月三日受理

織物の物品税新設反対に関する請願

請願者 大分市荷揚町大分県織
物物品税反対期成会

紹介議員 矢嶋 三義君
内 土居昌人

第七六〇號 昭和三十四年二月三日受理

ビール麦の作付増加のためビール税率
引下げの請願(二通)

請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂

町三田井 稲田利一外

七十五名

紹介議員 白井 勇君

紹介議員 矢嶋 三義君
内 土居昌人

第七五三號 昭和三十四年二月三日受理

織物の物品税新設反対に関する請願

請願者 東京都千代田丸ノ内
一ノ一財團法人日本傷病

軍人会会長 蒲穂

紹介議員 小柳 攻衛君

軍人会会長 蒲穂

この請願の趣旨は、第七一六号と同じ
である。

第六七二號 昭和三十四年二月三日受理

ビール麦の作付増加のためビール税率
引下げの請願

請願者 横浜市中区海岸通り一
八十九名

紹介議員 曽林 益君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じ
である。

第六七八〇號 昭和三十四年二月四日受理

ビール麦の作付増加のためビール税率
引下げの請願

請願者 ノゾノ二 豊原道也外

ビール麦の作付増加のためビール税率
引下げの請願

請願者 大阪市東区博労町二ノ
四三日本輸出敷物協同組合理事長 調子調次

紹介議員 大川 光三君

現行物品税法の規定によりじゅうたん
等は第二種丁類に指定せられているため、
その倉出価格一平方フィートにつ
き百円以上のものに対し二割の物品
税が課せられているが、(一)輸出重点
産業であること、(二)輸出の振興を阻
害していること、(三)中小企業者及び
零細企業者の製品であること、(四)免
税点引上げによる影響は軽微であるこ
と、(五)一平方フィート当たり二百円未
満の数物は大衆化されつつあること等
の理由により少くともその免稅点を二
百円未満に引き上げられたいとの請
願。

第六七一號 昭和三十四年二月一日受理

葉たばこの減収加算金に関する請願

請願者 福島県議会議長 河原

葉たばこの減収加算金に関する請願

葉たばこの減収加算金に関する請願